

# 議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

水道局 工務課 給水維持係  
下水道課維持係

## 議案名

議案第11号 桐生市水道事業給水条例及び桐生市下水道条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

災害その他非常の場合において、迅速に給水装置及び排水設備等(以下「設備等」という。)の復旧等ができるよう、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

### 1 災害その他非常の場合における設備等の工事に係る特例

災害その他非常の場合において、水道管理者又は市長が必要と認めるときは、他の水道事業者の指定給水装置工事事業者又は他の市町村長の指定工事店であっても設備等の工事を行うことができるよう、改めます。

### 2 その他の改正

- (1) 国による規制緩和を踏まえ、指定工事店における下水道排水設備工事責任技術者について、「専属」としている規定を「選任」に改めます。
- (2) 水質基準について、「大腸菌群数」としている規定を「大腸菌数」に改めます。

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で設備等が破損するとともに、指定給水装置工事事業者及び指定工事店自身も被災したことにより工事を行う事業者等が不足し、設備等の復旧に遅れが生じました。

工事に関して、指定を受けた事業者等のみが行うことができるものとされていたこと及び国の常駐・専任に係る規制により、指定工事店は営業所ごとに排水設備工事責任技術者を配置しなければならないものとされていたことを踏まえ、国は、これらの規制の緩和に係る通知を発出しました。

また、下水道法施行令の改正に伴い、公共下水道からの排水基準が変更されました。